

京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成29年11月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第54号）附則第1項第3号に規定する市規則で定める日は、平成29年11月15日とする。

(都市計画局歩くまち京都推進室)